# 2002春季生活闘争 総合的労働条件改善闘争の取組み

#### はじめに

日本経済は、IT不況に端を発したアメリカ経済の減速の影響を受け、急速に悪化している。2001年度の国内総生産(GDP)の実質成長率は年度を通じて厳しい状況が続き、マイナス1.0%程度になると予想されている。政府は、12月19日の閣議で2002年度の経済見通しを了承し、国内総生産(GDP)の実質成長率を0.0%と見通しているが、新年度予算編成に向けた希望的色合いが濃く、マイナス成長からの脱出は困難との見方が大勢となっている。また、1月18日に示された政府の経済財政諮問会議の中期経済財政展望では、低成長、デフレ、不良債権を「聖域なき構造改革」をさらに推進することで短期間で克服するシナリオが前提となっており、財政・金融の両面で政策の余地が乏しい中では経済再生達成は難しくなっている。

こうした経済情勢の中で、昨年12月の完全失業率は、5.6%と戦後最悪の水準を4カ月連続で更新し続けていることに加え、民間企業業績の悪化にともなって企業リストラが加速する勢いを示しており、雇用情勢はさらに悪化する兆しを見せている。

連合は、2002春季生活闘争の闘争方針を決定し、その中で「雇用の維持・安定の維持」に全力をあげるとして、2002春季生活闘争を労働者の雇用と生活を守り抜く 闘いと位置付けている。これに対して、日経連は「労働問題研究委員会報告」を発表し、 「賃下げ」「定昇の凍結・見直し」とこれまで以上に賃金抑制の動きを強めている。

一方、労働者の生活は危機的な状況を脱していない。勤労者世帯の家計収入、可処分 所得、消費支出とも3年連続してマイナスとなっている。

こうした中で、私たち国営企業部会は、従来にもまして情勢が厳しくなっていることを認識しながらも、3年連続して一時金が削減され、組合員の収入が減少し生活が脅かされていること、また、国営企業労働者の賃金水準を世間並みに到達させる取組みなど、国営企業労働者の生活を改善・防衛する取り組みの重要性が増していることを重視する必要がある。このため、国営企業部会としては、賃金要求、時短要求、制度政策要求など総合的労働条件改善闘争をより強化するとの視点に立ち、取組みを進めていくこととする。

## 1. 主要課題の取組み

# (1) 賃金要求の取組み

1) 賃金要求については、連合の統一要求基準を踏まえるとともに、国営企業労働者の世間並み賃金水準到達のための取り組みを展開することとし、「賃金格差是正分を含めた賃金水準改善要求」として、国営企業部会としての統一賃金要求基準を500円とする。

各構成組織は、この統一要求基準を基に、それぞれの要求方式に基づき具体的要求を作成する。

なお、連合が決定した年齢別最低賃金、企業内最低賃金、パート労働者の賃金引き上げなどの取り組みについては、各組合で検討を進め、今後の統一要求づくりの中で生かすことを検討する。

- 2) 官民比較手法の見直しについては、現在「公労使委員による検討会」で検討作業が進められている。検討作業促進を求め、2003年4月までに結論を得るよう対策を強化する。
- 3) 94春季生活闘争から進めている「国営企業の新たな賃金交渉のルールの確立」 にチャレンジする取組みについては、情勢の厳しさの中にあっても、引き続き取組 みを進める。
- 4) 各構成組織は、3月8日までに要求書を提出し自主交渉を強化する。
- 5) 連合は、2002春季生活闘争における闘いの方向として、2002春季生活闘争本部を設置し、連合全体としての集中回答ゾーンを3月第3週に設定し、とくに13日~15日を最大の山場とし、3月内決着をめざすこととしている。

こうした状況を視野に入れ、国営企業部会は、連合官公部門連絡会として公務員連絡会とも統一した闘いの方向をもとにしながら、4月上旬での自主交渉での回答引き出しを求める闘いを強化する。

また、民間単産の交渉・回答状況や自主交渉の状況を踏まえ、以後の対応については随時「企画調整会議」を開催し、6組合統一対応を行う。

#### (2) 労働時間短縮等の要求の取組み

1) 連合の取組みと連携し、公務・公共部門の年間総労働時間1800時間体制の実現を図る。

- 2) サービス残業の撲滅及び時間外労働の削減とその上限規制150時間の協約化については、各構成組織の現状把握に努め、統一対応を検討する。
- 3) 時間外・休日・深夜労働の割増率については、連合目標の時間外50%、休日労働100%、深夜労働50%をめざし、統一要求する。
- 4) 各種特別休暇の拡大と年次有給休暇の完全取得の取組みを強化する。
- 5) 育児休業及び介護休暇の期間延長の協約化を進める。
- 6) 自己啓発・自己実現や社会貢献のための総合的な休業制度新設の取組みを進める。
- (3)暮らしの安心・安定を確立する政策制度の要求と取り組み

連合が進める生活と雇用の安心、景気回復を求めた政策制度要求の重点課題の実現のため、以下の取組みを進める。

- 1) 連合が進める「雇用創出計画」策定等雇用対策の取組みを進める。
- 2) 現在進められている退職手当の見直しについては、当面、総務省の民間実態調査の作業を見守りつつ、連合官公部門との交渉・協議を求め取組みを進める。また、 見直しは、賃金・労働条件の変更に関わる重要事項であるとともに、本来団体交渉 で解決すべき課題であることを基本に取組みを強化する。
- 3) 連合が取り組む「安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する 1,000 万人署名」活動に積極的に取り組む。
- 4) 年金制度については、基礎年金部分の国庫負担2分の1への引き上げを求めるとともに、年金制度一元化については、公務員制度の一環としての共済年金制度の基本的役割、機能を維持するための取組みを進める。
- 5) 男女共同参画社会基本法に基づく具体的施策としての仕事と家庭の両立、女性職員の採用・登用拡大の取組みを進めるとともに、セクシャルハラスメントに対する防止施策の取組みを進める。
- 6) 6 5 歳までの雇用延長を要求するとともに、高齢再任用制度の円滑な運用を図り、 高齢者の雇用促進のための取組みを進める。
- 7) 福利厚生施策の拡充、健康管理の充実、持ち家支援策の拡充、宿舎制度の改善などの取組みを進める。

# 2. 公務員制度改革における人事・給与制度改革について

政府は、昨年12月に「公務員制度改革の大綱」を決定した。国営企業にとっては、 人事・給与制度など団体交渉事項である項目も含まれており、今後さらに具体化が図 られる過程では、直接的に影響することが考えられることを踏まえ、対応策の検討を 進める。

## 3.今後の国営企業部会の賃金闘争の展開について

2003年の国営企業の経営形態改変を控え、国営企業の今後の賃金闘争を展望する必要がある。国営企業のこれまでの賃金闘争は当事者能力が制約されている中で、第三者機関で決着が図られてきた。具体的には、4国営企業一括処理による合同調停作業の中での決着とされてきた。この方式は、春季生活闘争の賃金引き上げの社会的相場づくりの中で、一定の役割を果たしてきたものであり、メリット面を今後に生かし、国営企業関連労組として共同の賃金闘争を進めることで取組みを進める必要がある。

昨年4月から発足した独立行政法人が今後第三者機関の調停に移行することも考えられ、対応についても検討を進める必要がある。

# <各構成組織の要求決定の機関会議等の日程>

・全 逓 2002年2月14・15日 第116回中央委員会

・全郵政 2002年2月7・8日 第61回中央委員会

・全林野 2002年2月21・22日 第111回中央委員会

・全印刷 2002年2月27日 第108回中央委員会

2月28日 第68回臨時大会

・全造幣 2002年2月27日 第51回臨時大会

・日林労 2002年2月22・23日 全国代表者会議